

筑後川水系河川整備計画（変更原案）への 住民、学識者からの意見聴取結果について

～ 第5回 筑後川学識者懇談会 ～

平成30年3月1日
国土交通省 九州地方整備局

筑後川水系河川整備計画 変更までのスケジュール

平成18年7月 筑後川水系河川整備計画 策定

第1回 筑後川学識者懇談会開催（平成26年11月6日）

第2回 筑後川学識者懇談会開催（平成27年5月22日）

第3回 筑後川学識者懇談会開催（平成29年11月21日）

第4回 筑後川学識者懇談会開催（平成30年1月15日）

筑後川水系河川整備計画(変更原案)の公表（平成30年1月16日）

多方面からの意見を聴取

□ 公聴会の開催(1箇所)

□ 住民説明会の開催(10箇所)

□ インターネットによる意見募集

□ 意見箱による意見募集(27箇所)

第5回 筑後川学識者懇談会開催（平成30年3月1日）

- 住民意見及び学識者懇談会委員からの意見の反映
- 河川整備計画（変更案）における費用対効果（B/C等）

現在

筑後川水系河川整備計画(変更案)の公表（平成30年3月上旬）

県知事意見聴取

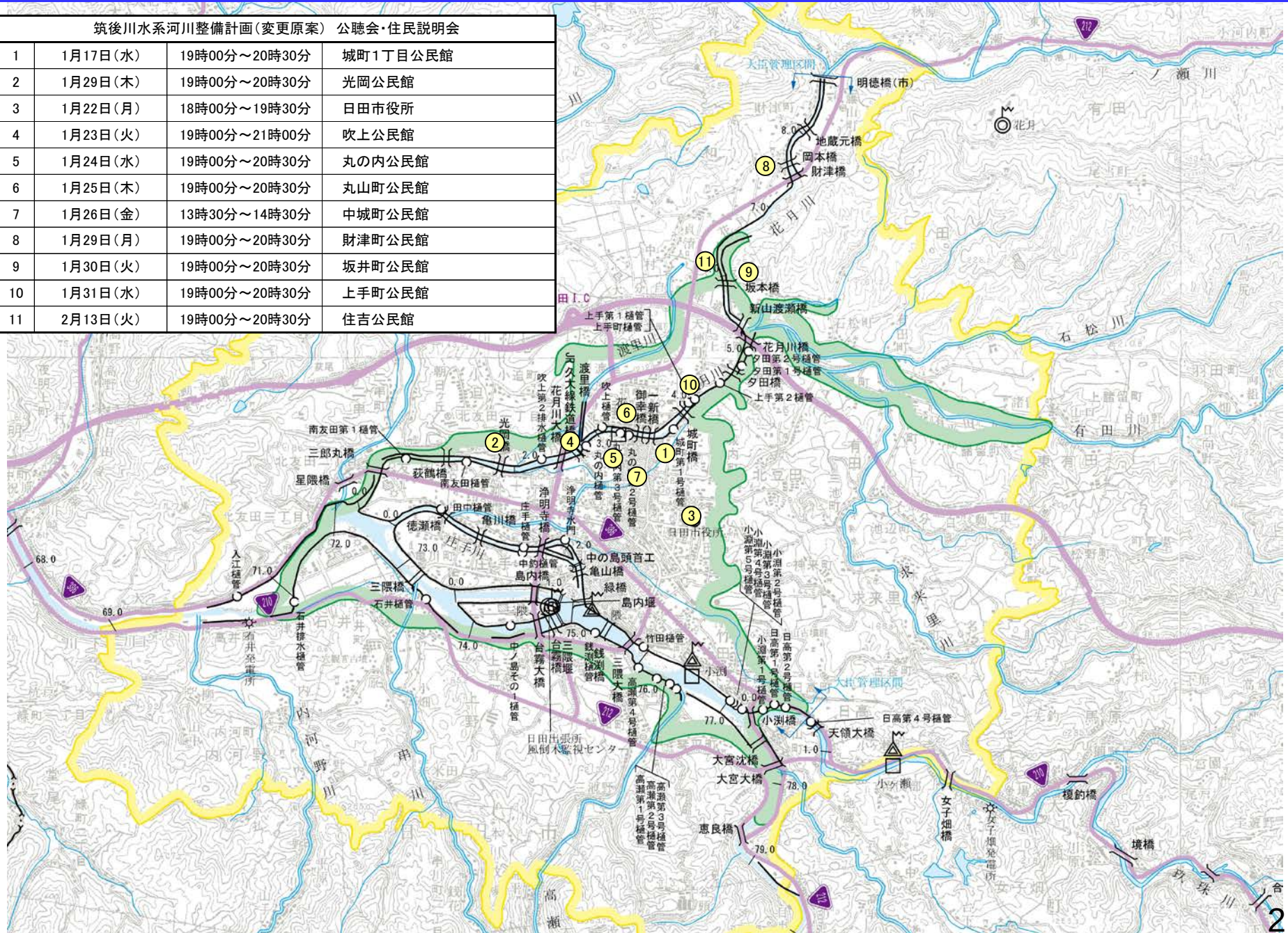
関係機関協議

筑後川水系河川整備計画 策定・公表（平成30年3月末 予定）

公聴会・住民説明会開催状況

筑後川水系河川整備計画(変更原案) 公聴会・住民説明会

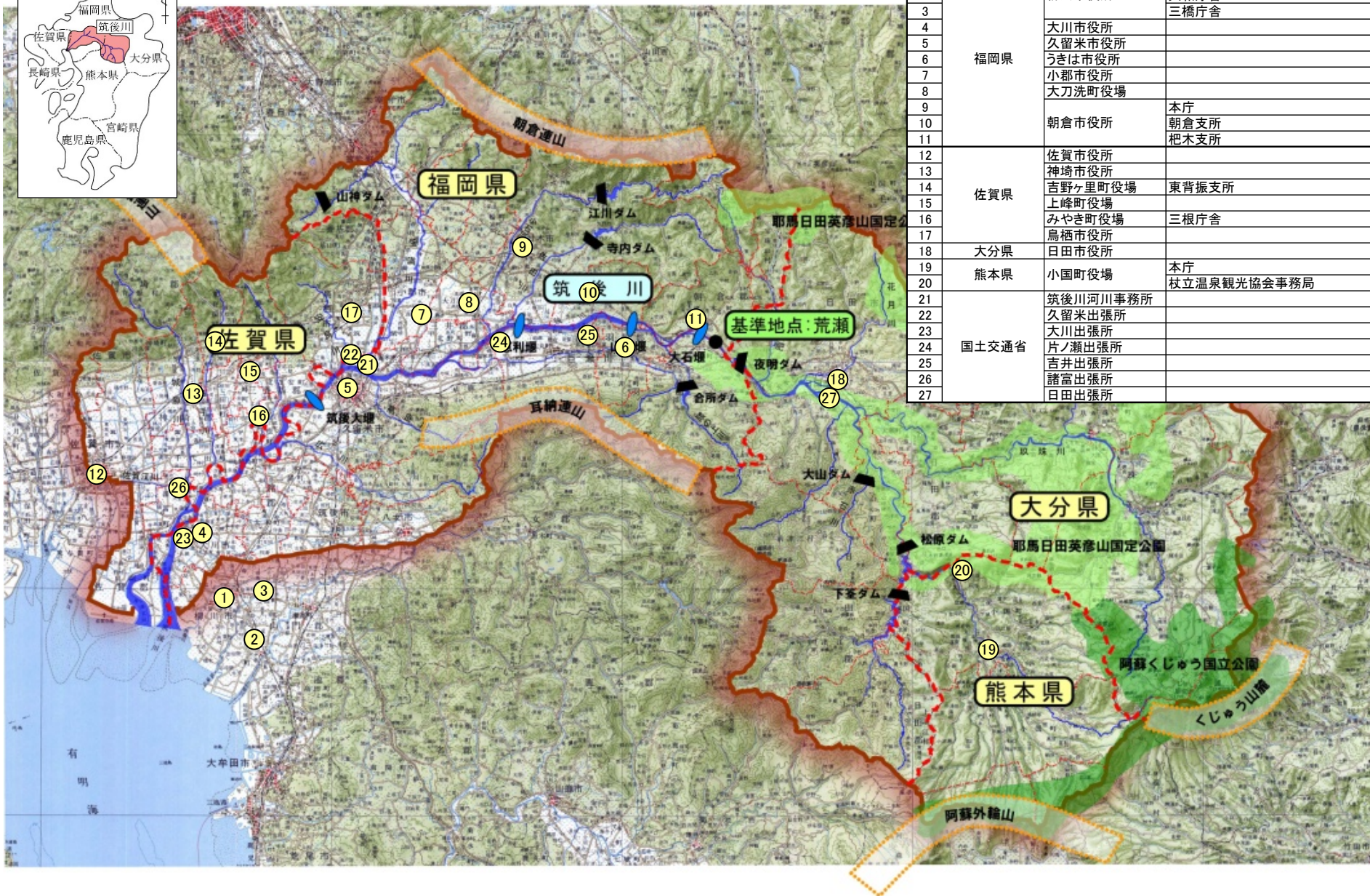
1	1月17日(水)	19時00分～20時30分	城町1丁目公民館
2	1月29日(木)	19時00分～20時30分	光岡公民館
3	1月22日(月)	18時00分～19時30分	日田市役所
4	1月23日(火)	19時00分～21時00分	吹上公民館
5	1月24日(水)	19時00分～20時30分	丸の内公民館
6	1月25日(木)	19時00分～20時30分	丸山町公民館
7	1月26日(金)	13時30分～14時30分	中城町公民館
8	1月29日(月)	19時00分～20時30分	財津町公民館
9	1月30日(火)	19時00分～20時30分	坂井町公民館
10	1月31日(水)	19時00分～20時30分	上手町公民館
11	2月13日(火)	19時00分～20時30分	住吉公民館



意見箱設置状況



1			柳川庁舎
2		柳川市役所	大和庁舎
3			三橋庁舎
4		大川市役所	
5		久留米市役所	
6	福岡県	うきは市役所	
7		小郡市役所	
8		大刀洗町役場	
9		朝倉市役所	本庁
10			朝倉支所
11			杷木支所
12		佐賀市役所	
13		神埼市役所	
14	佐賀県	吉野ヶ里町役場	東背振支所
15		上峰町役場	
16		みやき町役場	三根庁舎
17		鳥栖市役所	
18	大分県	日田市役所	
19	熊本県	小国町役場	本庁
20			杖立温泉観光協会事務局
21		筑後川河川事務所	
22		久留米出張所	
23	国土交通省	大川出張所	
24		片ノ瀬出張所	
25		吉井出張所	
26		諸富出張所	
27		日田出張所	



意見聴取の結果

□ 公聴会及び住民説明会

- 公聴会を1箇所、住民説明会を10箇所を実施（日田市）
- 参加者 公聴会：7人
住民説明会：197人
- 意見総数 公聴会：2件
住民説明会：119件

□ 意見箱及びインターネット

- 意見箱設置箇所27箇所
- アンケート回答数
 - ・意見箱 意見総数87件（回答者数47名）
 - ・インターネット 意見総数2件（回答者数1名）

インターネットによる意見募集



公聴会(日田市役所)



丸の内・豆田地区住民説明会



丸山地区住民説明会



吹上地区住民説明会



意見箱の設置



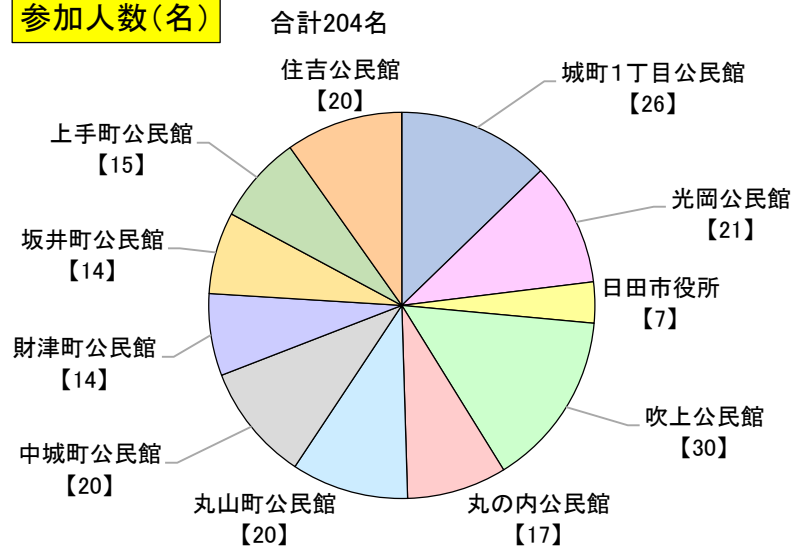
鳥栖市



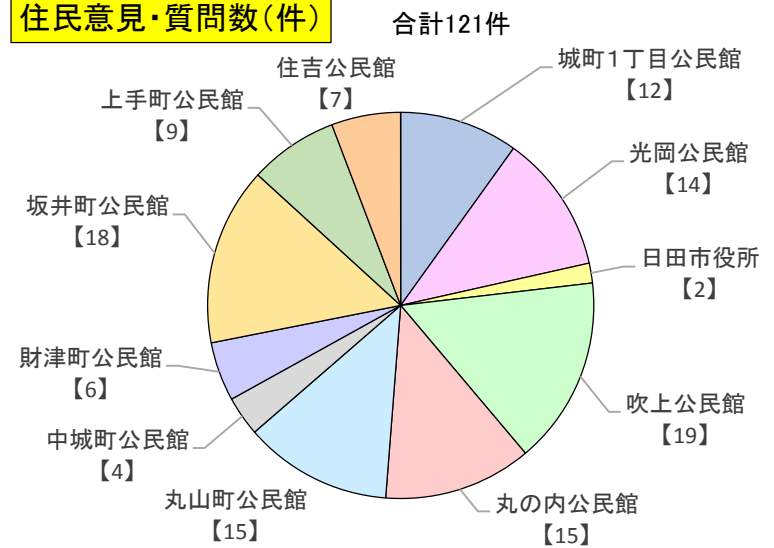
日田市

公聴会及び住民説明会の状況

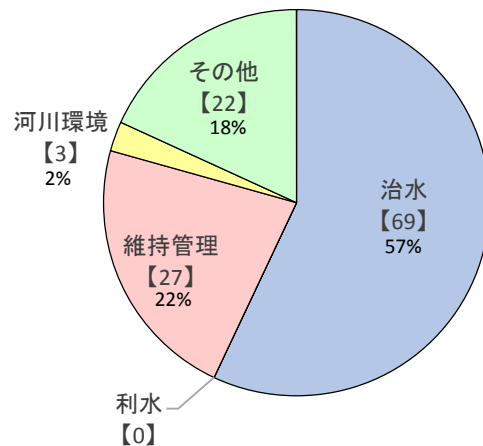
参加人数(名)



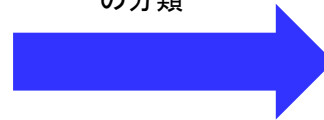
住民意見・質問数(件)



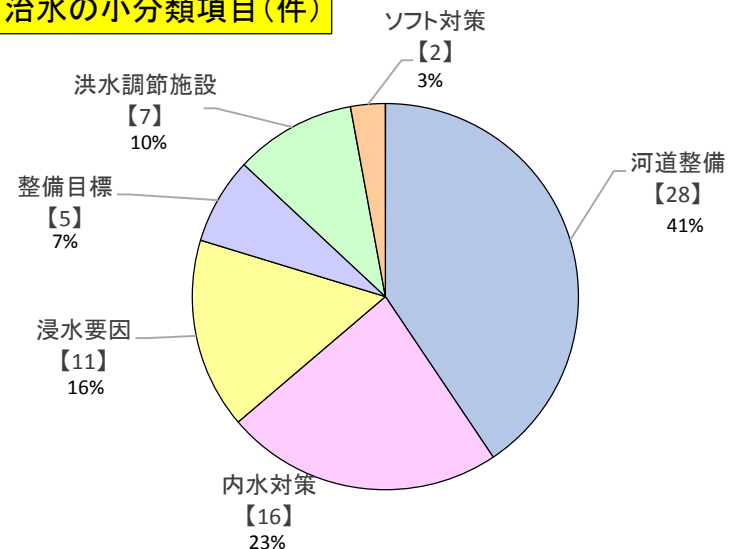
住民意見・質問の内容(件)



治水に関する意見
の分類



治水の小分類項目(件)



■ 住民意見・質問の内容で約6割が治水に関するものであり、その中で、約4割が河道整備、約2割が内水対策に関する意見となっている。

意見箱及びインターネットでの意見（アンケート）

筑後川水系河川整備計画

＜変更概要版＞



流域の概要



筑後川は、その源を熊本県阿蘇郡阿蘇の高原に発し、高峻な山岳地帯を流下して、日田市において、くじゅう連山から流れ下る玖珠川を合わせ典型的な山間盆地を流下し、その後、夜明峡谷を過ぎ、佐田川、小石原川、巨瀬川及び宝満川等多くの支川を合わせながら、肥沃な筑紫平野を貫流し、さらに、早津江川を分派して有明海に注ぐ、幹川流路延長143km、流域面積2860km²の九州最大の一級河川です。

河川整備基本方針・河川整備計画の策定経緯

筑後川水系では平成15年10月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「筑後川水系河川整備基本方針」を策定しています。これに基づき、筑後川水系の国が管理する区間において、中期的な河川整備の目標と整備内容を定めた「筑後川水系河川整備計画【大臣管理区間】」を平成18年7月に策定しました。

変更に至った経緯

- 平成23年3月東北地方太平洋沖地震、平成28年4月熊本地震が発生。
 - 平成24年7月の九州北部豪雨では、筑後川の支川花月川において堤防決壊が発生し、甚大浸水被害が発生。
 - 平成29年7月の九州北部豪雨では、再び花月川において浸水被害が発生し、筑後川右岸圏域では、洪水による大規模な土砂・流木災害が発生。
 - 水防法の一部改正や新たな取り組みが開始。
- これらより、新たな知見等を踏まえた河川整備計画を変更することとしました。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対するご意見アンケート

本アンケート用紙にご意見等をご記入頂き、お近くの市役所等の公共機関に設置してある「意見箱」に投入もしくは筑後川河川事務所調査課宛にFAX（0942-35-0224）にて回答をお願いします。筑後川河川事務所HP・メールでもご意見募集しております。

筑後川河川事務所 <http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>

メールアドレス：chikugo@qsr.mlit.go.jp



事務所HP QRコード

■あなたの年代について教えてください

☐10代以下 ☐20代 ☐30代 ☐40代 ☐50代 ☐60代 ☐70代
☐80代以上

■性別 ☐男性 ☐女性

■あなたのご職業を教えてください

()

■あなたのお住まいを教えてください

() 県 () 市 () 小学校区

■筑後川の利用頻度について教えてください。

☐ほぼ毎日 ☐月に数回 ☐年に数回 ☐ほとんど行かない

■筑後川水系河川整備計画（変更原案）に関するご意見を、ご自由にお書きください。

■筑後川の川づくりについて、どのような川づくりを最も望みますか。ご自由にお書きください。

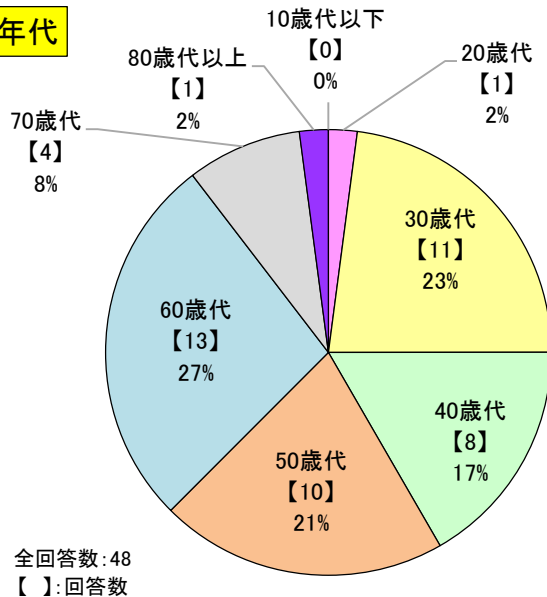
■その他、ご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。 国土交通省 筑後川河川事務所 調査課

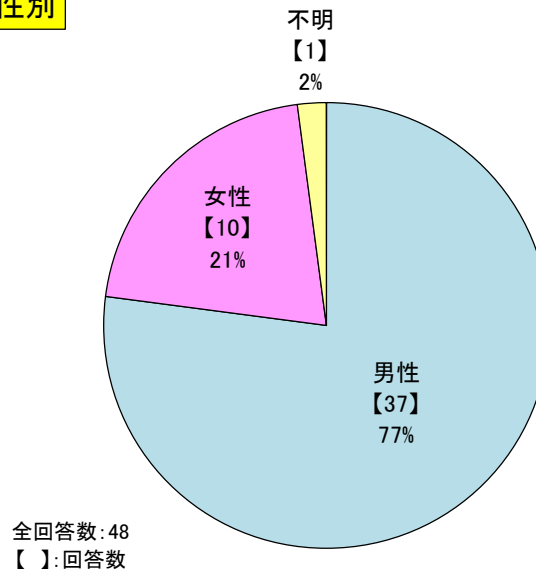
平成30年2月15日（木）まで、アンケートを受け付けております。

意見箱及びインターネットでの意見

Q1 年代

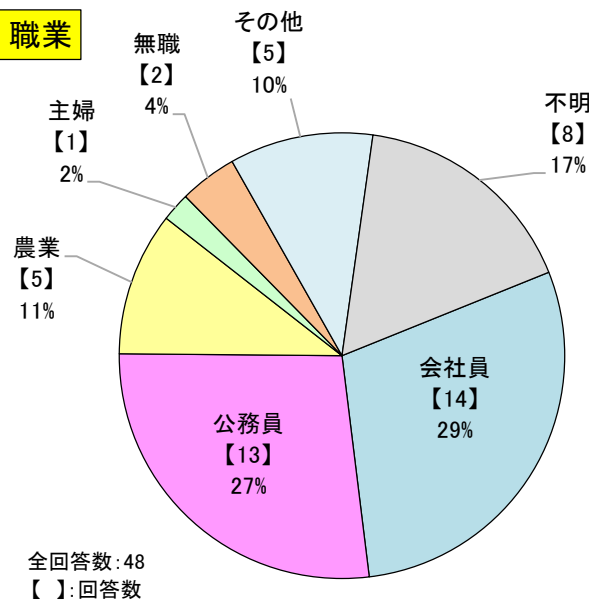


Q2 性別

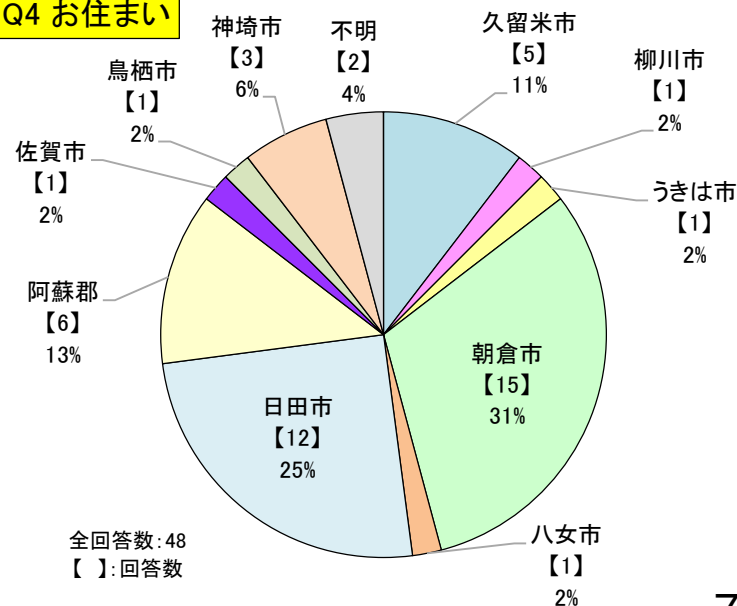


■ 回答者のうち、30歳代と40歳代が4割、50歳代、60歳代が5割を占める。
■ 性別では、77%が男性からの回答である。

Q3 職業



Q4 お住まい

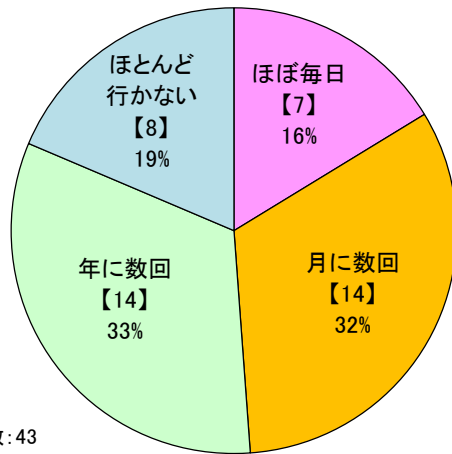


■ 地域別では、朝倉市と日田市が約1/3ずつを占める。

意見箱及びインターネットでの意見

Q5 頻度

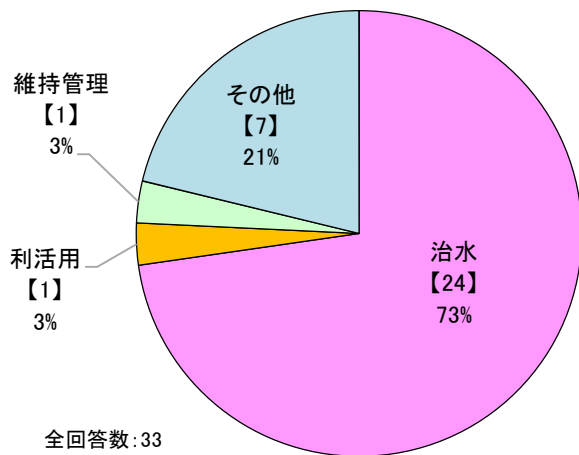
■ ほぼ毎日利用する割合が2割程度であり、月に数回以上利用する割合では約5割程度となる。



全回答数: 43
【 】: 回答数

Q6 筑後川水系河川整備計画（変更原案）に関するご意見

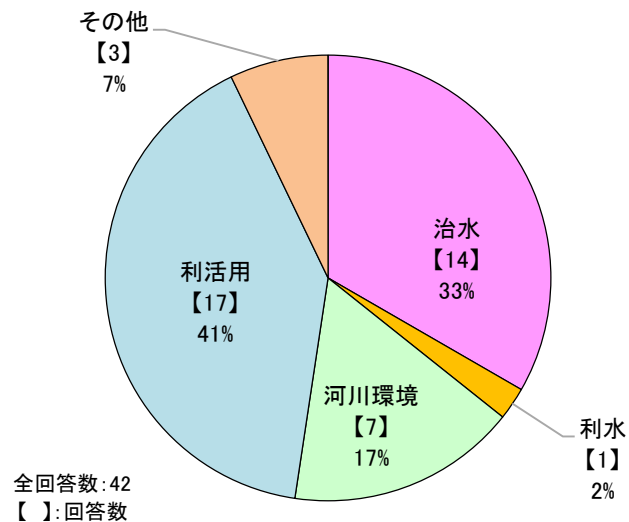
■ 治水に関する記載が約75%を占める。
■ その他に関する記載が約20%となっている。



全回答数: 33
【 】: 回答数

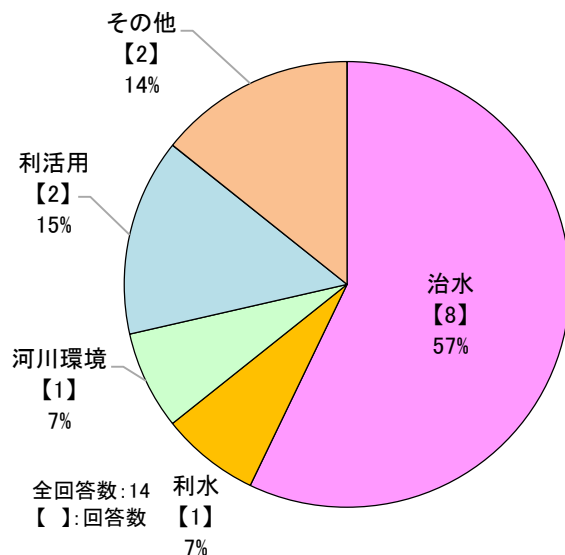
アンケートについて

Q 7 筑後川の川づくりについて、どのような河川を望むか



- 川づくりにおいては、利活用に関する記載が約40%と最も高い。
- 治水に関する記載も約30%と高くなっており、河川環境に関する記載は約20%程度である。

Q 8 その他、ご意見



- 自由意見でも、治水に関する記載が約55%と多くなっている。
- 利活用に関する記載が約15%程度となっている。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

公聴会・意見交換会

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

意見

今回出水に対して整備目標は妥当か。

3. 河川整備計画の目標に関する事項 3. 3. 1 洪水対策（P88）

花月川については、平成24年7月、平成29年7月洪水の発生及びその頻度の増加、局地的かつ短時間の大
雨による浸水被害が発生しているため、河川整備基本方針の計画高水流量1,200m³/sを目標流量とし、更
なる治水安全度向上を図るため、河川整備基本方針に対応した流量を対象とした洪水調節施設に関する調
査・検討を進めます。

意見

花月川の整備を着実に進めてほしい。

3. 河川整備計画の目標に関する事項 3. 3. 1 洪水対策（P88）

筑後川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況（戦後最大の被害をもたらした昭和28年6月洪
水など）、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、筑後川水系河川整備基本方針に定めた目標
（概ね150年に1回の確率で発生する洪水規模）に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確
保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標
とします。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

公聴会・意見交換会

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

意見 花月川における整備内容はどのようなものか。

4. 河川整備の実施に関する事項 【支川花月川】（P 1 1 5）

全区間にわたって、河道断面が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、河道拡幅、河道掘削及び築堤等を実施します。また、施設管理者と調整し、流下阻害となっている風呂元井堰の改築及び一新橋の架け替え等を実施します。

河道掘削にあたっては、メダカ及びオヤニラミ等の魚類や植物などの生物の生息・生育・繁殖環境、日田市豆田町等における河川空間の利用及び景観に配慮します。また、堰の改築にあたっては、魚道の設置等を行い、河川の上下流の連続性確保に努めます。

意見 内水対策はどうするのか。

3. 河川整備計画の目標に関する事項 3. 3. 3内水対策（P 9 1）

家屋の床上浸水の発生等、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係機関等と連携して、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

意見 花月川に洪水調節施設を設置して欲しい。

3. 河川整備計画の目標に関する事項 洪水対策（P 8 8）

更なる治水安全度向上を図るため、河川整備基本方針に対応した流量を対象とした洪水調節施設に関する調査・検討を進めます。

4. 河川整備の実施に関する事項 （6）洪水流量の低減（P 1 2 3）

さらに、筑後川の本川及び花月川等の支川の洪水流量の低減に向けて、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する調査・検討を行います。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

公聴会・意見交換会

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

意見

河川環境・景観に配慮し、自然環境の保全、復元を行って欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 4. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項（P 1 2 7）

多自然川づくりを基本として、良好な河川環境の保全・再生に努めます。魚類等の遡上・降下に配慮し、河川の上下流の連続性の確保に努めます。さらに、河川と堤内地の水路等との間に段差が生じている箇所において、地域住民及び関係機関と連携・調整を図りながら、水域の横断的な連続性を確保するなど、エコロジカルネットワークの形成を推進します。

良好な河川景観を形成するため、筑後川の自然、歴史及び文化等の地域特性に配慮し、学識経験者等の意見を聴きながら、具体の景観計画等を立案し、必要に応じた対策を講じます。

4. 3. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 3. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

意見

河川管理施設の点検・整備をして欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 （2）②状態把握（P 1 4 1）

平常時及び出水時の河川巡視により、河道及び河川管理施設等の状況の把握、河川区域内における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集等を概括的に行います。出水期前・台風期の点検や規定規模以上の出水や高潮、地震等が発生した場合の点検により、河道及び河川管理施設を対象として状態の変化について確認を行います。

河川管理施設等は、変状の経時的な劣化や使用に伴う変状を把握し、施設の機能を確保するとともに、長寿命化計画等に基づき、計画的に更新をしていきます。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

公聴会・意見交換会

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 3. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 3. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

意見 出水により堆積した土砂を撤去して欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 （6）河道の維持管理（P 1 4 9）

治水上支障がある場合は、ガタ土や堆積土砂を迅速に除去し、河道の管理に努めます。なお、土砂等の除去にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

意見 出水により発生した流木等の撤去を行って欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 （6）河道の維持管理（P 1 4 9）

河道内に堆積した流木等についても、治水上支障がある場合は、迅速に除去するとともに、流木等の対策について、流域の関係機関と連携した対応を図ります。

意見 流域全体を踏まえた整備が必要。



5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5. 8 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント（P 1 8 1）

筑後川を良好な状態で維持していくためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び有明海を視野に入れた総合的な流域のマネジメントが必要です。このため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより広く流域の状態の把握に努めます。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

公聴会・意見交換会

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 3. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 3. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

意見

洪水時の情報発信を行って欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 ④防災情報の多様化（P 158）

雨量及び水位に加えてCCTVカメラによる画像情報等を統合した「筑後川水情報システム（仮称）」を構築し、光ファイバー等の情報インフラ、インターネット及び携帯端末等を用いて、分かりやすく、かつリアルタイムに情報を提供します。ダムが防災操作を行っている場合は、ホームページでダムへの流入量や放流量の情報をリアルタイムに分かりやすく発信します。

意見

防災対策にしっかりと取組んで欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 （14）地域における防災力の向上（P 159）

水防資材の備蓄、水防工法の伝承・開発及び水防訓練等を自治体と協力して実施するとともに、重要水防箇所※の周知及び洪水に対しリスクが高い区間について、市町、水防団、自治会等との共同点検を確実に実施し危険性の共有を図り、水防体制を維持・強化します。

また、避難勧告等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点ごとに氾濫が拡大する状況がわかる氾濫シミュレーションを市町に提供します。実際の水防体制時には各市町と作成した避難勧告の発令等に着目したタイムラインを活用するとともに、市町に対し避難の判断材料となる水位等の情報を伝達します。

さらに、水防協力団体制度や地区防災計画制度を活用して自主防災組織や企業等の参画を図ります。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

意見箱・インターネット

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

意見 内水対策はどうするのか。



3. 河川整備計画の目標に関する事項 3. 3. 3内水対策（P91）

家屋の床上浸水の発生等、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係機関等と連携して、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

意見 洪水調節施設について検討して欲しい。



3. 河川整備計画の目標に関する事項 洪水対策（P88）

更なる治水安全度向上を図るため、河川整備基本方針に対応した流量を対象とした洪水調節施設に関する調査・検討を進めます。

4. 河川整備の実施に関する事項 （6）洪水流量の低減（P123）

さらに、筑後川の本川及び花月川等の支川の洪水流量の低減に向けて、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する調査・検討を行います。

4. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

意見 河川の水量を確保して欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項（P126）

瀬ノ下地点において40m³/sの河川流量確保に努めるため、小石原川ダム及びダム群連携施設を整備します。また、異常渇水時には、小石原川ダムから緊急水を補給します。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

意見箱・インターネット

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

意見

河川環境・景観に配慮し、自然環境の保全、復元を行って欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 4. 2. 3河川環境の整備と保全に関する事項（P 1 2 7）

多自然川づくりを基本として、良好な河川環境の保全・再生に努めます。魚類等の遡上・降下に配慮し、河川の上下流の連続性の確保に努めます。さらに、河川と堤内地の水路等との間に段差が生じている箇所において、地域住民及び関係機関と連携・調整を図りながら、水域の横断的な連続性を確保するなど、エコロジカルネットワークの形成を推進します。

良好な河川景観を形成するため、筑後川の自然、歴史及び文化等の地域特性に配慮し、学識経験者等の意見を聴きながら、具体の景観計画等を立案し、必要に応じた対策を講じます。

意見

河川利用が促進される整備をして欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 4. 2. 3河川環境の整備と保全に関する事項（P 1 2 7）

河川空間の利用を促進するため、親水性の向上、環境学習及び自然体験の場づくりやユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備に取り組みます。実施にあたっては、自治体等と連携し、水辺の楽校プロジェクト、「かわまちづくり」支援制度等を活用するなど、まちづくりと一体となった水辺整備に努めます。

意見

町づくりと一体となった河川整備を実施して欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 4. 2. 3河川環境の整備と保全に関する事項（P 1 2 7）

河川空間の利用を促進するため、親水性の向上、環境学習及び自然体験の場づくりやユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備に取り組みます。実施にあたっては、自治体等と連携し、水辺の楽校プロジェクト、「かわまちづくり」支援制度等を活用するなど、まちづくりと一体となった水辺整備に努めます。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

意見箱・インターネット

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

意見 堤防道路を整備して欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 （6）河川空間の利用促進（P 1 3 5）

堤防上は、平常時の河川巡視、洪水時の水防活動及び災害復旧活動を行う場所として使用することが前提であるため、河川管理用通路としての機能を確保しつつ、河川堤防の整備と道路整備との連携を図ります。

4. 3. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 3. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

意見 河川管理施設の点検・整備をして欲しい。



4. 河川整備の実施に関する事項 （2）②状態把握（P 1 4 1）

平常時及び出水時の河川巡視により、河道及び河川管理施設等の状況の把握、河川区域内における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集等を概括的に行います。
出水期前・台風期の点検や規定規模以上の出水や高潮、地震等が発生した場合の点検により、河道及び河川管理施設を対象として状態の変化について確認を行います。

河川管理施設等は、変状の経時的な劣化や使用に伴う変状を把握し、施設の機能を確保するとともに、長寿命化計画等に基づき、計画的に更新をしていきます。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

意見箱・インターネット

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 3. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 3. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

意見 出水により堆積した土砂を撤去して欲しい。

 4. 河川整備の実施に関する事項 （6）河道の維持管理（P 1 4 9）
治水支障がある場合は、ガタ土や堆積土砂を迅速に除去し、河道の管理に努めます。なお、土砂等の除去にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

意見 流域全体を踏まえた整備が必要。

 5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項
5. 8 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント（P 1 8 1）
筑後川を良好な状態で維持していくためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び有明海を視野に入れた総合的な流域のマネジメントが必要です。このため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより広く流域の状態の把握に努めます。

5. 筑後川における総合的な取り組み

5. 7. 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント

意見 既存ダムを有効活用して欲しい。

 5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項
5. 7 既存ダムを有効活用する取り組みを一層推進（P 1 8 1）
近年においても筑後川では洪水被害や渇水調整が度々発生しており、頻発する洪水・渇水の被害軽減や再生可能エネルギーの導入など関係機関等と連携し、ソフト・ハード対策の両面から既設ダムを有効活用する調査・検討に取り組めます。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）に対する主な意見

意見箱・インターネット

5. 筑後川における総合的な取り組み

5. 7. 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント

意見

寺内ダムの治水計画の検証を行う必要がある。



5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5. 7 既存ダムを有効活用する取り組みを一層推進（P 1 8 1）

近年においても筑後川では洪水被害や渇水調整が度々発生しており、頻発する洪水・渇水の被害軽減や再生可能エネルギーの導入など関係機関等と連携し、ソフト・ハード対策の両面から既設ダムを有効活用する調査・検討に取り組みます。

意見

近年の気象状況を考慮した河川整備が必要。



5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5. 8 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント（P 1 8 1）

筑後川流域においては、平成24年7月及び平成29年7月の九州北部豪雨により、洪水に加えて土砂、流木による甚大な被害が発生しました。九州北部豪雨による新たな災害の特徴を踏まえ、またそれらの体験・知見を活かし、気候変動等に伴う降雨の激甚化、高頻度化、集中化並びに局地化の下で、生命や財産・社会的機能を災害から守るため、社会資本を着実かつ効率的に整備していきます。同時に、施設能力を上回る災害についても、その発生を前提とした迅速で正確な防災情報の共有等による避難体制の構築、災害に強い地域づくりの促進等、関係機関や地域住民と協力しながら、可能な対策を検討・実施し、生命や財産・社会的機能の被害をできる限り少なくするように努めます。

筑後川水系河川整備計画（変更原案）への対応内容について

学識者からのご意見

意見

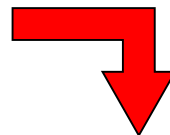
平成29年7月九州北部豪雨等、近年の災害を受けた今後のあり方について記載する必要がある。

5. 筑後川における総合的な取り組み

5. 8 流域全体を視野に入れた総合的なマネージメント

筑後川を良好な状態で維持して行くためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び有明海を視野に入れた総合的な流域のマネージメントが必要です。このため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより、広く流域の状態の把握に努めます。

また、河川の情報流域の関係者に発信し、情報の共有、相互の連携を深めることで、洪水流出量の増加の抑制、浸水危険箇所での市街化の抑制、水質汚濁負荷の削減、ゴミ発生量の削減、健全な水の循環及び土砂の移動等につなげます。



5. 8 流域全体を視野に入れた総合的なマネージメント

筑後川を良好な状態で維持して行くためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び有明海を視野に入れた総合的な流域のマネージメントが必要です。このため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより、広く流域の状態の把握に努めます。

また、河川の情報流域の関係者に発信し、情報の共有、相互の連携を深めることで、洪水流出量の増加の抑制、浸水危険箇所での市街化の抑制、水質汚濁負荷の削減、ゴミ発生量の削減、健全な水の循環及び土砂の移動**及び**水源地域の保全等につなげます。

筑後川流域においては、平成24年7月及び平成29年7月の九州北部豪雨により、洪水に加えて土砂、流木による甚大な被害が発生しました。九州北部豪雨による新たな災害の特徴を踏まえ、またそれらの体験・知見を活かし、気候変動等に伴う降雨の激甚化、高頻度化、集中化並びに局地化の下で、生命や財産・社会的機能を災害から守るため、社会資本を着実かつ効率的に整備していきます。同時に、施設能力を上回る災害についても、その発生を前提とした迅速で正確な防災情報の共有等による避難体制の構築、災害に強い地域づくりの促進等、関係機関や地域住民と協力しながら、可能な対策を検討・実施し、生命や財産・社会的機能の被害をできる限り少なくするように努めます。